

議案第 44 号

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 152 号)が公布されたことに伴い、旧氏の記載を求めることを可能とする改正等所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

里庄町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和52年里庄町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第1号中「若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項）」を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項）」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第3号中「外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称」に改め、同項第7号中「記録」を「記載が」に改め、同条第3項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第13条第1項中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。